附属機関等の運営に関する基本事項

（令和7年4月1日時点）　　所管局：保健医療局

機関名称	東京都多摩小平保健所感染症の診査に関する協議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第23条、東京都感染症の診査に関する協議会条例、東京都感染症の診査に関する協議会実施細目、東京都感染症の診査に関する協議会条例第7条5項ただし書きに規定する緊急その他やむを得ない場合における協議会の運営に関する要綱
設置年月日	1999-04-01
機関の目的・所掌内容	法で定められた一類及び二類感染症にり患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する。
委員数	17 名 （うち、女性委員数 5 名）
会議公開	非公開
会議非公開理由	個人のプライバシー保護のため。
議事録公開	非公開
議事録非公開理由	個人のプライバシー保護のため。
備考	
HPのURL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/tamakodaira/kansen/kansennshoukensakyogikai
問い合わせ先	保健医療局 感染症対策部 防疫課 電話番号：042-450-3111